事　務　連　絡
令和元年１１月１日

各都道府県・指定都市教育委員会就学事務担当課
各　都　道　府　県　私　学　担　当　課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
義務教育諸学校を設置する学校設置会社を　　御中
所轄する構造改革特別区域法第１２条第１項の
認定を受けた各地方公共団体担当課

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育制度改革室

文部科学省ホームページ「小・中学校等への就学について」及び
「就学事務Ｑ＆Ａ」の改訂について

文部科学省では全ての学齢児童生徒等の就学機会の確保に資するよう、教育委員会における就学事務の適正化・円滑化や保護者の理解を助けるため、ホームページ上に「小・中学校等への就学について」及び「就学事務Ｑ＆Ａ」を掲載してきたところです。

少年院や児童自立支援施設に入っている学齢児童生徒の就学手続に関する運用変更、また、戸籍や住民票がない場合の就学手続や外国人の子等の就学に関する手続をはじめ就学義務及び就学事務について新しい動きを反映すべく、この度、「小・中学校等への就学について」及び「就学事務Ｑ＆Ａ」を改訂しました。

各市町村教育委員会におかれては、今後、就学事務を実施される際にはご参考ください。

各都道府県教育委員会におかれては、管下の義務教育諸学校及び域内の市（指定都市は除く。）町村教育委員会に対して、各指定都市及び市町村教育委員会におかれては管下の義務教育諸学校に対して、各都道府県及び義務教育諸学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の義務教育諸学校に対して、附属学校を置く各国立大学法人におかれては管下の義務教育諸学校に対して、本事務連絡の趣旨・内容について周知くださるよう、併せてお願いいたします。

記

１　送付物
別紙１「小・中学校等への就学について」
別紙２「就学事務Ｑ＆Ａ」

２　掲載ＵＲＬ

「小・中学校等への就学について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/index.htm

「就学事務Ｑ＆Ａ」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1309979.htm

＜担当＞
文部科学省　電話：03－5253－4111（代表）
初等中等教育局 初等中等教育企画課 教育制度改革室
大類、松岡、鈴木（内線 2007）